

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年8月5日提出
【発行者名】	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	T T I ・グローバル中小型厳選株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 2,200億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年7月19日付をもって提出しました有価証券届出書について、当社の事前確認が不足しておりましたため、添付書類であるマザーファンド信託約款に誤りがございました。これを訂正するため本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

添付書類であるマザーファンド信託約款の第44条第2項に記載すべき信託財産留保額の記載が漏れていましたので、訂正いたします。

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示しています。

(信託契約の一部解約)

<訂正前>

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

<訂正後>

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.3%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。